

2023年10月 4日
日本共産党 船橋市議団

習志野駐屯地と習志野高射教育訓練場の重要土地等調査法による注視区域指定に関する要望書

9月11日、第6回土地利用状況審議会において、習志野駐屯地と習志野高射教育訓練場が注視指定区域候補地に選定され、それに伴い政府から船橋市の意見聴取が行われています。指定されると近隣の概ね1Km以内の土地・建物の関係者の氏名、住所、国籍利用状況を現地・現況調査や不動産登記簿などで調査されます。「機能阻害行為」の判断で、日常的な監視も調査目的なら可能とされます。このため、土地・建物の価格の低下などの損害もうまれます。何が阻害行為なのか、何が違反なのかは政府判断に委ねられており不明です。

調査の基礎情報は、船橋市が所有する住民基本台帳、固定資産課税台帳、市民税課税台帳などであり、個人情報、プライバシー権の保護を船橋市が放棄する事になります。

習志野駐屯地と習志野高射教育訓練場への破壊工作や阻害行為はこれまで聞き及んだことも無く、仮に起ったとしても現行の刑法により対応出来るものです。

よって、政府の意見聴取に当たり、以下、強く要望するものです。

記

- 一、注視区域指定は個人の財産権、プライバシー権、自由権を侵す問題であり、指定に反対するとの意見表明をしてください
- 二、市が所有する住民基本台帳、固定資産課税台帳、市民税課税台帳など、保護すべき個人情報を提供しないでください
- 三、市が国から得ている全ての情報を公表すること
- 四、市の対応と経過を、速やかに広く市民に知らせてください

以上